

食料の安定供給及び農業の経営安定に向けた取組
を求める意見書

食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や自然災害、気候変動等による影響、人口減少や高齢者の引退による基幹的農業従事者の急減などにより、大きく変化している。国内において、安定供給を維持してきた米でさえ、令和6年産米については、異常気象により品質低下や収量減が発生し、供給不足と価格高騰を招き、その影響は現在も続いている。

農業の生産現場では、近年の異常気象による生産の不安定化、収量の減少のほか、肥料をはじめとした生産資材価格の高止まり等により、厳しい経営状況にある。

また、我が国の農業者は、過去20年の間に半減し、今後15年間で現在の4分の1にまで減少することが見込まれているが、食料自給率を向上させて食料安全保障を強化するためには、人・農地等の資源をフル活用することが必要である。このためには、農産物の生産拡大を後押しする取組や経営の安定を図る取組を一層推進するとともに、生産コスト等に見合った適正価格での取引を実現し、持続可能で強固な生産基盤を構築することが急務である。

よって国会及び政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

- 1 食料・農業・農村基本法及び食料システム法に基づき、将来にわたり、国内の食料生産が再生産可能な価格で安定的に供給されることにより、食料自給率の向上が図られるよう、長期的な視点に立った制度設計を行うこと。
 - 2 米については、適切な備蓄水準を保つとともに、極端な価格変動の防止に向けた機動的な需給体制を確立すること。
 - 3 収入保険など、農業者の収入減少等を補償するセーフティネットの拡充を図ること。
 - 4 農地、特に水田の持つ多面的な機能（景観、防災、農業理解など）に着目し、本県のような人口の多い都市部において、小規模でも農地を維持していけるよう支援策を拡充すること。
 - 5 本県では、転職・退職に伴う50歳代以上の新規就農者も多く、法人以外で共同経営者となる親元就農者も多い。こうした都市部における実態を踏まえ、都市農業における担い手確保のため、新規就農者の育成・確保事業（新規就農者育成総合対策）の対象者の要件や支援期間を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総	務		大	臣
財	務		大	臣
農	林	水	産	大

殿

神奈川県議会 議長